

**三島市本社機能移転・拡充促進プロジェクト
中間評価**

地域再生計画の概要

就職や転職等を求めた若い世代の東京圏への転出超過等の課題解決のため、本社機能の立地に伴う初期投資の負担を軽減する税制や事業用地の確保等により、東京23区からの本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充を促進し、安定した雇用の創出を図る。

関連する取組

○ 市税(固定資産税及び都市計画税)の課税免除の導入

- 本社機能の移転・拡充をより一層強力かつ戦略的に推進するため、地方拠点強化税制による国の支援措置や県税の不均一課税と連携した市税の特例条例(固定資産税・都市計画税の課税免除)を平成28年度に制定した。

○ “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進

- ふじのくにフロンティア推進区域に指定された三ツ谷地区において、沿岸・都市部に立地する企業の移転や事業の集約を行う企業に対応するための新工業団地の整備を着実に進めた。

○ 企業に対する周知活動

- 首都圏を含む各地域の企業訪問の際、本社機能の移転・拡充に係る支援制度の周知等を図った。

評価指標(目標)の達成状況

評価指標		中間目標(H29)	実績(H29)	評価*	最終目標(H33)
目標1 雇用創出件数		0人	0人	-	70人
目標2 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数	全数	2件	0件	C	2件
	(うち移転型)	(1件)	(0件)		(1件)

*A:「中間目標値」以上、B:「中間目標値」の70%以上、C:「中間目標値」の70%未満

総括評価

- 本市は、県内他市町に先駆け平成27年11月27日に地域再生計画の認定を受け、また平成28年度には、国・県と連携し、固定資産税・都市計画税を3年間免除する大きな税制インセンティブを講じたものの、H29実績は0件に留まるため、本市内における事業用地の早期確保とともに、首都圏等の企業への更なる働きかけが必要である。

今後の展開等

- 平成30年度税制改正による地方拠点強化税制の期間延長に合わせ、本市の課税免除制度を延長する条例改正を行った。
- 引き続き企業訪問やセミナー等の説明の機会を通じて、本税制を周知するとともに、活用事例を紹介するなど、本社機能の移転・拡充に向けた取組を一層推進していく。